

個人情報保護方針

富山県建設国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、被保険者に対する保険給付等を提供するため、資格確認に係る住民票等の個人情報、保険診療に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書等の個人情報を取り扱うことから、個人情報の性格と重要性を十分認識し、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があります。そのため、関係法令及び個人情報保護に関するガイドラインを踏まえ、以下の個人情報保護方針を制定し、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこと並びに本個人情報保護方針を厳正に遵守することを誓約いたします。

1. 個人情報の収集・利用及び提供について

(1) 収集の原則

個人情報の収集は、目的を明確にし、事前に本人の同意を確認できる適切な方法で行います。

(2) 利用・提供の原則

個人情報の利用、提供は、法令の定めに基づき事前に明確にした目的の範囲内でのみ行います。個人情報の中、特定個人情報については、法令の定める業務範囲の手続及び情報の範囲内で取り扱います。

2. 開示、訂正請求等への対応

組合は、個人情報について本人からの開示の要求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応いたします。

また、個人情報の内容が事実でないという理由によって、本人からの訂正などの要求があった場合は、合理的な期間、必要な範囲内で対応いたします。

3. 個人情報の適正管理について

組合は、収集した個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失などを防止するために合理的な措置を講じます。

4. 法令及びその他の規範の遵守について

組合は、個人情報保護管理責任者を設置し、個人情報及び特定個人情報に関して適用される日本の法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。

5. 個人情報に関する問い合わせ

富山県建設国民健康保険組合 電話 (076) 428-8266
e-mail tomiken@po.hitwave.or.jp

6. 個人情報保護・管理の継続的改善

組合は、監査責任者を設置して、定期的に監査を実施し、個人情報の保護・管理の見直し、改善に努めます。

令和6年度 富山県建設国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）実践計画

【令和6年2月27日 組合会承認】

富山県建設国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和6年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

- ①法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
- ②法令遵守マニュアルに基づく具体的な業務取扱要領を作成し、全ての役職員に配布する。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ①組合は、広報紙（匠）及びホームページにより、法令遵守の周知を行う。
- ②役職員を対象とした法令遵守を徹底するため、研修を実施する。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財務取扱規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ①役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事等に速やかに報告すること。
- ②法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されたものについては、理事会に報告すること。
- ③理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5 不祥事への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

- ①法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
- ②理事長は、法令等に従い監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等と適切な調査を行うこと。

6 雑則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。